

地下貯蔵タンク等の在庫管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画書

1 在庫管理実施者の職務及び組織について

適正な在庫管理を実施するにあたり、次表のとおり在庫管理を担当する責任者及び副責任者（以下「在庫管理者」という。）を定める。

在庫管理者は、この計画に基づき危険物の適正な在庫管理を実施するとともに、常に危険物の漏えい事故防止に努める。

在庫管理責任者	
在庫管理副責任者	
在庫管理副責任者	

2 在庫管理者に対する教育について

（ ）は在庫管理者に対して毎年（2回）以上次に掲げる内容の教育を実施することとし、その年間教育計画を作成する。

- ア 危険物在庫管理の実施方法に関すること
- イ 危険物施設の定期点検に関すること。
- ウ 危険物施設の位置・構造・設備に関すること
- エ 危険物施設の保安に関すること
- オ 危険物漏えい事故等発生時の通報・応急措置に関すること
- カ 消防関係法令の理解に関すること。

在庫管理者は自らも危険物の保安の確保に関する知識・技能の習得に努める。

在庫管理者の交替があった時は、その都度前記 の教育を実施する。

3 在庫管理の方法について

毎週1回以上、漏えい検査管を用いて危険物の漏れを確認する。

毎週1回以上、（ ）の測定数値から得られる地下貯蔵タンクからの危険物の払出し量（ ）との測定数値から得られる危険物の払出し量とを比較する。

液面計、検尺棒等の測定機器は、タンク容量に対して100分の1以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

前記の数値は（ ）リットル単位で測定し、その結果を点検記録表に記録するとともに当該点検記録表を3年間保存する。

前記、の方法により危険物の漏れの確認を行なった結果、漏えい検査管に油分の付着が確認された場合、若しくは払出し量比較の累計数値において100分の1以上の誤差が確認された場合は、異常と判断する。

4 異常時の対応

通報体制について

在庫管理者、その他の者は危険物の漏えい若しくはその疑いが生じたときは消防機関に通報する。

消 防 機 関 通 報 先 (管 轄 消 防 署 に を 付 す)	
尼崎市消防局	119、予防課 6481-0119 (代表)
中 消 防 署	6401-0119
東 消 防 署	6494-0119
西 消 防 署	6411-0119
北 消 防 署	6421-0119

応急措置について

ア 地下タンク等点検専門業者に漏れ点検を依頼する。

イ 漏えいが確認された地下貯蔵タンク等の使用を停止するとともに、地下貯蔵タンクから漏えいしている恐れがある場合は、危険物の抜き取りを実施する。

ウ 専門業者に依頼し、ボーリング調査等により土壌、地下水の汚染状況及び危険物の漏えい範囲等の調査を実施する。

エ 危険物施設の改修等を行なうときは、法令に規定する申請手続きを遵守する。

5 在庫管理対象設備

本計画における在庫管理の対象設備は下記のとおり

地下貯蔵タンク

タンク (名称等)	油 種 名	容 量	構 造
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻

		KL	一重殻・二重殻
		KL	一重殻・二重殻

タンクの設置位置は、別添の敷地配置図のとおり。

地下埋設配管

配管系統名等	油 種 名	地下埋設部分の延長距離
		m
		m
		m
		m
		m
		m

埋設配管の設置場所は、別添平面図のとおり。

漏えい検査管

検査管	タンク（名称等）

漏えい検査管の位置は、別添平面図（検査管 を図示）のとおり。